

別表第3（第8条関係）

第1 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第8条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名 _____

（電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____）

年度分

（単位 円）

		第8条第1項第1号に掲げるものの額	第8条第1項第2号に掲げるものの額	合計
1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	同号ロに掲げるもの			
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの			
	(2) 同号ロに掲げるもの			
	小計			
合計				

注 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、2の項の第8条第1項第1号に掲げるものの額の欄について、当該精算に係るものも含めて記載すること。

第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表

電気通信事業者名 _____

(電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____)

年度分

(単位 回、秒、円)

第1表 施行規則第14条第1号ロに掲げるもの

		1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数に適用される額の単価	4 通信時間に適用される額の単価	5 負担した額
発信側端末の帰属する単位料金区域	着信側端末の帰属する単位料金区域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)	(単位 円)

注1 同一都道府県及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リルーティング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとについて記載すること。

2 1の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する離島特例通信」とすること。

3 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものにあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

4 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第2表 施行規則第14条第2号イに掲げるもの

	1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数 に適用され る額の単価	4 通信時間 に適用され る額の単価	5 負担した 額
単位料金 区 域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)	(単位 円)

注1 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

2 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、ルーティング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとに記載することとし、発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの及び卸電気通信役務の利用となるものについては、それぞれアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。

3 2の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する市内通信」とすること。

4 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものにあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

6 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第3表 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの

		1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数に適用される額の単価	4 通信時間に適用される額の単価	5 負担した額
発信側端末の帰属する料金区域	着信側端末の帰属する料金区域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)	(単位 円)

注1 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

2 同一都道府県内及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リルーティング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごと（発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの及び卸電気通信役務の利用となるもの）にあっては、さらにアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。

3 2の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する離島特例通信」と記載すること。

4 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）にあっては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

6 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第8条第2項に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名

(電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名)

年度分

(単位 円)

		第8条第2項に掲げるものの額（電気通信設備の接続に関する負担額に限る。）	第8条第2項に掲げるものの額（卸電気通信役務の利用に関する負担額に限る。）	合 計
1 アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備に係るもの	固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する離島特例通信			
2 第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信するもの	(1) 市内通信			
	(2) 離島特例通信			
	小 計			
合 計				

注 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、2の項の第8条第2項に掲げるものの額（電気通信設備の接続に関する負担額に限る。）の欄について、当該精算に係るものも含めて記載すること。